基金ポートフォリオ基本方針

～必要な基金を　必要な規模で～

財政規律の見える化と将来世代への責任を果たす

令和8年10月　飯能市

はじめに　**基金ポートフォリオ**とは

ポートフォリオの考え方

ポートフォリオとは、本来、複数の資産を組み合わせることで、リスクと効果の最適なバランスを図る考え方であり、金融や経営の分野で広く用いられている。

本方針における基金ポートフォリオとは、市が保有する複数の基金を個別に管理するのではなく、それぞれの役割や機能を整理し、市全体の財政運営を支える資産として一体的に管理する考え方をいう。

従来の基金管理の考え方

これまでは、基金の設置目的や設置の契機に応じて基金を細分化させ管理してきた一方で、行政需要の変化に応じて基金の数が増加したり類似目的の基金が併存することで、財源活用の柔軟性や管理効率の面での課題も生じていた。

今後の基金管理の考え方

今後の基金管理は、「基金全体でどのような財政リスクに備えるか」という考え方を基本として、基金を再編する。

基金の役割を整理し、類似する基金を統合することで、財政運営に必要な機能を維持しながら基本体系の簡素化と財源活用の柔軟性向上を図る。

基金ポートフォリオ導入の効果

① 基金の最適化が進む
　類似目的基金を整理し、基金体系の簡素化を図る。
② 財源活用の柔軟性が高まる
　基金ごとの資金偏在を防ぎ、行政課題へ機動的に対応できる。
③ 財政規律を見える化できる
　基金残高の目標水準を設定し、客観的な財政運営を行うことができる。
④ 市民への説明責任を果たせる
　基金の役割や必要性を分かりやすく示すことができる。

基本メッセージ

～必要な基金を　必要な規模で～

基金に積み増すことを目的とするのではなく、必要な行政サービスを将来にわたり安定して提供するための財政基盤として適切に管理・活用するとともに、その状況の公表等を含め、財政規律の見える化と将来世代への責任を果たす。

第1章　方針策定の趣旨

1　策定の背景

本市を取り巻く財政環境は、人口減少・少子高齢化の進展、公共施設・インフラの老朽化、物価上昇への対応など、大きく変化している。

また、将来的な財政需要の増加が見込まれる一方で、生産年齢人口の減少に伴う市税収入の伸び悩みが想定されており、限られた財源をより効果的かつ柔軟に活用することが求められている。

本市ではこれまで、行政需要ごとに基金を設置し管理してきたが、基金数の増加に伴い、類似する目的の基金が併存するなど、財源活用の柔軟性や管理の効率性の面で課題が生じている。

このため、基金を個別に管理する従来の考え方から転換し、市全体の財政運営を支える資産として一体的に管理する「基金ポートフォリオ」の考え方を導入し、基金の最適化を進める。

2　方針の目的

本方針は、基金の役割を明確化し、最適化を進めることで、

・財源活用の柔軟性向上
・財政規律の確保
・基金管理の効率化
・将来世代への負担軽減
・持続可能な自治体経営の実現

を図ることを目的とする。

第2章　基金ポートフォリオの基本理念

基金は単なる積立金ではなく、将来の財政リスクに対応するための戦略的資産である。

本市は、基金を個別最適ではなく全体最適の観点から管理し、

「必要な基金を　必要な規模で」

を基本原則とする。

単に基金に積み増すことを目的とするのではなく、将来の財政リスクに備えながら必要な行政サービスを持続的に提供できる財政基盤を確保するため、基金の適正規模を明確にし、規律ある運用を行う。

基金は、現在の行政需要と将来世代への責任の双方を踏まえた管理を行うものとする。

第3章　基金ポートフォリオの基本構成

基金は、その機能に応じて次の3区分で構成する。

区分	設置目的	主な役割	対象
財政安定化	将来の財政リスクに備える基幹基金とする。	財源不足への対応 景気変動への対応 災害への対応 公債費負担への対応 財政健全化への対応	財政調整基金 減債基金
公共施設整備	公共施設及びインフラの更新需要に備える基金とする。	公共施設更新への対応 長寿命化改修への対応 インフラ整備への対応 大規模改修への対応	公共施設整備基金 廃棄物処理施設整備基金 さわらびの湯整備基金 消防施設整備基金
制度運営	法令等に基づき設置が必要な基金及び制度運営上必要な基金とする。	個別目的への対応 制度の安定運営	国民健康保険財政調整基金 介護保険保険給付費等支払基金 土地開発基金 市営住宅敷金基金 その他特定目的基金

第4章　基金最適化の基本方針

1　類似目的基金の統合

同一または類似の目的を有する基金は、原則として統合する。一方で、制度運営基金は個別具体的な役割・制度等の趣旨や設置経緯等を踏まえ、必要に応じて引き続き個別に管理する。

2　設置目的を達成した基金の廃止

基金設置時の目的が達成された場合または活用見込みが低い場合は、廃止を検討する。

3　少額基金の見直し

基金残高や活用実績を踏まえ、管理コストに見合わない基金について統合または廃止を検討する。

4　ハード系基金の集約

施設整備を目的とする基金は、公共施設整備基金への集約を原則とする。

5　基金数の適正化

基金体系の簡素化を進め、分かりやすく、運用しやすい基金構成を目指す。

第5章　積立て及び取崩しの基本方針

１　財政安定化基金

積立方針

・決算剰余金の活用

・臨時財源の活用

・財政計画に基づく計画的積立

取崩方針

・災害等の緊急対応

・税収の大幅な減少

・公債費の負担増加

・その他財政運営上必要な場合

２　公共施設整備基金

積立方針

・公有財産売払収入等の活用

・将来更新需要を踏まえた積立て

取崩方針

・公共施設等総合管理計画及び個別施設計画との整合を図りながら活用

３　制度運営基金

積立方針

・対象事業の実施需要を踏まえた計画的積立

取崩方針

・対象事業の実施状況を踏まえた計画的活用

第6章　財政安定化基金の管理基準

財政安定化基金は、標準財政規模に対する割合を指標基準として管理する。

年度の当初、中間、期末などの時期を問わず、残高見込みがどの水準に位置しているかにより必要な措置を講ずることとする。

なお、目標水準の設定については、

・年度開始直後の当該年度基金繰入予算額の全額繰入れ（これまでの実績よりも過度に頼らないことを前提とし、標準財政規模の3～4%程度を想定）

・自然災害等への発災直後の初期対応に複数回対応可能

（1回あたり3～5億円程度とし、標準財政規模の2～3%程度を想定）

を踏まえ、標準財政規模の 10%以上確保（6%程度であっても即時的に行政機能の停滞・不全に繋がるわけではなく、ある程度の持続可能性は満たす。）を設定することとする。

区分	基準
目標水準（ブルーレベル）	標準財政規模の 10%以上
健全水準（グリーンレベル）	標準財政規模の 6%以上 10%未満
警戒水準（イエローレベル）	標準財政規模の 3%以上 6%未満
要対策水準（レッドレベル）	標準財政規模の 3%未満

ブルーレベル（10%以上）…R8：約 20.3 億円以上

財政運営上、十分な対応力を有する状態とする。

・現行の財政運営を維持
・際限のない増嵩傾向に留意
・計画的な基金活用を実施
・財政規律を維持

グリーンレベル（6%以上 10%未満）…R8：約 12.2 億円～約 20.3 億円未満

一定の財政対応力を有しており、健全な状態とする。

・財政見通しの点検
・積立機会の確保
・管理目標水準（ブルーレベル）への回復

イエローレベル（3%以上 6%未満）…R8：6.1 億円～12.2 億円未満

将来的な財政運営リスクが高まりつつある状態とする。

・財政分析の実施
・新規事業の精査
・投資事業の優先順位付け
・決算剰余金の優先積立

レッドレベル（3%未満）…R8：6.1 億円未満

財政運営上のリスクが高く、集中的な対応が必要な状態とする。

・財政安定化基金回復計画の策定
・事務事業の見直し
・投資的経費の重点化
・歳入確保策の強化
・財政健全化対策の実施

第7章　基金ポートフォリオの点検及び公表

基金ポートフォリオの健全性を維持するため、毎年度、次の事項を点検する。

・基金残高
・積立額
・取崩額
・将来推計
・最適化の進捗状況
・管理基準の達成状況

なお、点検結果は、予算・決算資料、財政事情の公表等を通じて公表する。

おわりに

本方針は、基金を市全体の財政運営を支える戦略的資産として管理する考え方を導入するものである。

これにより、基金の最適化を進めることで、財源の有効活用と財政運営の柔軟性を高めるとともに財政規律の見える化を図り、将来世代に責任ある持続可能な自治体経営の一助とする。

令和８年(2026 年)10 月 20 日　市長決裁